

○御殿場市広告掲載要綱

平成 22 年 3 月 19 日

告示第 78 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 83 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 121 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の印刷物、市が所有する施設等に広告を掲載し、又は掲出すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定める。

(広告媒体の対象物)

第 2 条 この要綱において、広告媒体とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市ホームページ
- (3) 市が作成する印刷物
- (4) 市が所有する施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理する施設を除く。）及び設備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
(一部改正〔平成 29 年告示 121 号〕)

(広告掲載の基準)

第 3 条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題等についての主義主張に係るもの
- (4) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (5) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの及びこれに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に適当でないと市長が認めるもの
(規制業種又は事業者)

第 4 条 次の各号に掲げる業種又は事業者は、広告掲載をすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗

営業を行う業種又はこれに類する業種

- (2) 消費者金融業を行う業種
 - (3) 占い、運勢判断等に関するもの
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の事業者
 - (5) 各種法令等に違反している事業者及び業種
 - (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (7) 市税の滞納がある事業者
 - (8) 前各号に掲げる業種又は事業者以外で、市長が広告掲載をすることがふさわしくないと認めるもの
- （広告の規格等）

第5条 市長は、広告媒体に広告掲載の募集をする場合は、広告の規格、広告掲載料金、広告の期間、広告の掲載方法等を、広告媒体ごとに別に定める。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告掲載を希望するもの（以下「掲載希望者」という。）は、掲載しようとする広告の原案を添えて、市長に申込みをしなければならない。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、掲載希望者に結果を通知する。

（一部改正〔平成29年告示121号〕）

（御殿場市広告審査委員会の設置）

第8条 市長は、第5条に規定する事項を定めるため、又は広告掲載に関し疑義のある事項を審議するため、御殿場市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、管財課長をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（一部改正〔平成29年告示121号〕）

（会議）

第9条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(広告掲載料金の納入)

第10条 広告の掲載を可と決定された者（以下「広告主」という。）は、市長の発行する納入通知書により、広告掲載料金を指定された期日までに納入しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告の掲載を可と決定された者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載期間が終了したときは、市の指示に従い、掲載した広告を撤去するとともに、広告媒体を原状に復さなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りではない。

3 版下原稿及び広告の作成並びに広告の取付け及び撤去に要する経費は、広告主の負担とする。

4 広告主は、掲載した広告の不適切な管理により、市及び第三者に対して損害を与えたときは、その損害に対し賠償しなければならない。

5 広告主は、広告が破損等した場合において、その修復に要する経費を負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告主又は広告掲載の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料金を指定された期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告掲載をすることで、広告媒体の公共性を害するおそれが生じたとき。

(3) 広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき。

2 市長は、広告媒体の管理上やむを得ない事情が生じたとき又は公益上の理由により市が広告媒体を使用する必要性が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第13条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、市長は、広告主の責めによらない事由により広告を掲載できないとき又はできなくなったときは、既納の広告掲載料金の全部又は一部を還付することができる。

(広告を掲載した物品が寄附された場合の内容審査)

第14条 第5条から第9条までの規定は、広告を掲載した物品が寄附された場合に準用する。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(広報ごてんば広告掲載要綱の廃止)
- 2 広報ごてんば広告掲載要綱(平成 19 年御殿場市告示第 11 号)は、廃止する。
(御殿場市ホームページ広告掲載要綱の廃止)
- 3 御殿場市ホームページ広告掲載要綱(平成 20 年御殿場市告示第 8 号)は、廃止する。
(御殿場市市政カレンダー広告掲載要綱の廃止)
- 4 御殿場市市政カレンダー広告掲載要綱(平成 21 年御殿場市告示第 193 号)は、廃止する。
- 5 この告示施行の際、現に廃止前の広報ごてんば広告掲載要綱、御殿場市ホームページ広告掲載要綱及び御殿場市市政カレンダー広告掲載要綱(平成 21 年御殿場市告示第 193 号)の規定により広告掲載の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 83 号抄)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日告示第 121 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 8 条関係)

(全部改正〔平成 29 年告示 121 号〕)

管財課長	企画課長	魅力発信課長	総務課長	市民課長	商工振興課長	都市計画課長
------	------	--------	------	------	--------	--------